

1950年代の軍人恩給問題（2・完）

赤澤史朗*

目次

はじめに

1. 国家補償論と社会保障論の対立
2. 軍人恩給の復活と論点の変化
3. 恩給費拡大の論理とその批判
4. 臨時恩給等調査会とその帰結

(以上、第333・334号)

おわりに

(以上、本号)

3. 恩給費拡大の論理とその批判

日本遺族会の要求する恩給費などの増額要求は、大きくは二種類に分かれていたといえよう。その一つは、文官と旧軍人との処遇の「不均衡」を「是正」せよという要求である。軍人恩給の復活に当たっては、これまで文官だけだった恩給の受給者数が復活によって飛躍的に増大することから、文官の場合と処遇に格差を設けていたからである。これは軍人恩給復活の延長線上に位置する要求といってよい。これらは文官並みの条件さえ獲得されれば要求の根拠が失われるもので、限度がある要求ともいえる。

しかし軍人恩給復活以降、これとは異なる論理の要求が遺族会の中から噴出してくる。それは「公務死」や受給資格の範囲の拡大を求めるものであった。そもそも加算年制度が復活していないこの段階で、遺族の中で最も多い兵の階級の遺族に支給されるのは、ほぼ100%、戦死した軍人の遺族に与えられる場合の公務扶助料であろう。しかし恩給法で公務扶助料が

* あかざわ・しろう 立命館大学法学部教授

支給される、または遺族等援護法で遺族年金が支払われるのは、軍人「身分」(またはそれに準じる身分)の者が指定された「戦地」において、弾丸に当たるなどして「公務傷病」と認定されて戦死し、一定の範囲の「遺族」に該当している場合がほとんどであった。しかし戦没者の遺族の中には、このいずれかの要件に合致しなくて公務扶助料や遺族年金を支給されない者があり、日本遺族厚生連盟では軍人恩給の復活がほぼ確定した恩給法特例審議会の「建議」の直後から、遺族からの不満を代弁して「公務死」と受給資格の拡大を要求する¹⁾。とはいえ日本遺族会では、なぜその要求が正当なのかを十分に説明できていないように見える。

この要求の正当性を、アジア太平洋戦争の特殊性によって順序立てて説明したのが、自由党の恩給関係議員の一人だった山下春江である。その山下は、「国家権力の強制下」で「直接戦争の犠牲となった人々」は、「国家補償」の対象となるべきだとの考え方に立っていた。その山下から見て、現行の恩給法・遺族等援護法で認めている国家補償を受ける人々の範囲は、次の点で狭きに失するという²⁾。

その第一は「戦没者の死亡原因」の「認定基準」である。山下によれば従来の「公務傷病」か否かの判定は、もともと「強靱なる体力」を持つ甲種合格の兵士が、前線でも「適切な医療処置が講ぜられ」ることを前提にして判定が下されていたという。しかし今回の戦争では乙種、丙種など「いわゆる弱兵まで多く召集され」、兵站ルートが途絶えてロクに食糧もなく医療も施されない地域にまで戦線が広がっていたのである。つまり「公務傷病」の認定の前提が、従来の恩給法の「想定」した事態を越えており、現在の「認定基準」は「太平洋戦争の実態にそぐわない点が多々ある」のであった。これは従来「平病死」と認定されていた者を、「戦病死」の認定に改めよという要求といえよう。

第二は「戦地規定の適否」である。恩給法では旧植民地や満州、内地などは非「戦地」とされて、「公務死」認定は稀になっている。しかし「太平洋戦争中期以後、特にサイパン陥落後」は内地も空襲と艦砲射撃によっ

て、既に戦場となっているのではないか。これからすると「法に定められた戦地規定は、原則としてこれを削除」すべきだというのが山下の提言であった。この第一点と第二点が実現すれば、「公務死」の範囲は大きく拡大することになる。

第三は「戦没者の身分」である。今回の戦争では民間人にも多くの戦死者が出たのが特徴であるが、沖縄の鉄血勤皇隊の戦没学徒などの戦闘協力者である「無給軍属」の場合は、その遺族には弔慰金3万円が与えられるに止まり遺族年金が支給されていない。しかし彼らは、「勤務の内容、身分上の拘束度等」でも「援護法による有給軍属とは差別をつけられない場合が多かった」のであり、国の強制下の「苛烈な」「戦闘行為」で戦死した者であった。彼らの「身分の取り扱い」を「再検討」して国家としての補償を与えるべきだというのが、山下の言い分であった。山下の立場は、軍属に準ずる者の範囲を今より拡大してその遺族への援護を手厚くするという、限定拡大の立場にあったといえる。

第四は「戦没者の遺族の範囲」である。恩給法上の「遺族」とは戦没者と同一戸籍であることが要件であったが、山下が特に注目するのは戦後再婚した戦没者の妻であった。戦没者の妻は戦後、軍人恩給が停止する中で生活の資を失い、生活のために再婚したり、生活と家の存続のために戦死者の弟と再婚した者も多く、その結果としてそれらの戦没者の妻は公務扶助料の受給権を喪失している。他方戦没者の父母祖父母の場合には、戦後再婚しても氏を改めない場合は、遺族等援護法・恩給法ともに受給権が認められるという議員修正が行われていた³⁾。再婚しても氏を改めない戦没者の父母とは、戦後に後妻をもらった父親の場合が多かったと思われる。ここで山下は恩給法上の「遺族の範囲」に関する、父母には特例を認めて、妻の場合は事情を配慮しない差別を指摘しているのである。その上で山下は、「一定期間内に再婚解消した未亡人」に国が恩給の受給権を与えるべきだと唱えたのである⁴⁾。

山下の意見は、日本遺族会の新たな諸要求を系統立てたものということ

ができ、実際にやがて日本遺族会の説明として取り入れられている⁵⁾。それは公務扶助料の支給を決める基準が、今回の戦争の実態に合わないことを批判しつつ、「公務傷病」、「戦地」、「身分」、「遺族」の4点で、従来の恩給法の原則の変更を求めたものであった。それは大きく言えば戦争被害に対する国の補償の不平等を、恩給受給資格に関する原則の部分修正で解決しようとするものといえるし、従来の不動の恩給法の原則とされていたものが、戦前の天皇制国家の政治的な区分に過ぎなかったことを示しているともいえる。

ただし山下の整理は、遺族会の新規の要求の全部を説明するものではないだろう。というのは、前述した戦犯刑死者・獄死者遺族に公務扶助料相当額を支給するとか、この年に成立する敗戦時の責任自殺者遺族に公務扶助料相当額を支給するとかいう動きは、上記の四点に含まれていないからである。このように戦犯刑死や責任自殺をいわば「公務死」に準じた扱いにする発想は、それらの人を過去の戦争の犠牲者であり貢献者でもある「殉国」者として位置づけ、いわば勲功扱いすることに由来するものだろう。なおこの点では朝鮮人戦犯受刑者の軍人軍属が、国籍条項によって遺族等援護法・恩給法の適用除外になっている問題が、繰り返し議会でも取り上げられている。しかしここでは旧植民地人の戦犯問題に専ら注目が集まり、旧植民地出身の兵や軍属全体に対して国籍による「身分」差別を撤廃すべきであるとする意見は、社会党の受田新吉の質問を除いて少なかつたように見える⁶⁾。

ともあれこうした軍人恩給の拡大と増額の論理には、一方で過去の国家への貢献に要求の正当性を求める側面があった。しかし他方でその要求には山下の整理のように、戦後に生じた権利意識に添って受給者の枠や条件にある種の民主的な修正を施そうとする面があったといえる。しかしその権利意識がかえって、恩給と遺族等援護法の受給者集団の特権的地位を強める結果をもたらしているのである。そして未だ組織的に不安定であったこの時期の日本遺族会は⁷⁾、現在恩給法や遺族等援護法の適用外にある軍

人遺族のみならず、弔慰金のみを与えられた軍属に準ずる者の遺族をも遺族会の会員に取り込んで、組織化のウイングを広げて運動の活性化を図ろうとしていたものと思われる。なお日本遺族会や保守政党議員は、これ以降も文官並みの権利回復とは無関係なこうした新規の要求までも、しばしば「不均衡是正」という旧来の表現でくることが多かった⁸⁾。だが恩給法はもともとさまざまな差別を抱えており、一つの差別を解決すると別の差別が浮上するしくみとなっており、これまでの恩給法の原則に手をつけると、次々と恩給費の増額が図られていくことになるのであった。

日本遺族会の運動は、法案の上程を前にして全国から会員を動員して東京で遺族大会を開き、政府・各政党への陳情団を組織して要求を突きつけて交渉し、首相私邸にも押しかけて、首相に面談できないと老人の遺族代表たちが門前で徹夜の座り込みをするという、メディアへの露出度の高い方式を採っていた⁹⁾。このことはおそらく遺族会が、政権中枢と安定的な密着関係を、この時点では十分形成するには至っていなかったことと関係があると思われる。そして遺族会から恩給費の増額が少ないと思われた政府案に対し、何倍もの増額を認める議員修正を、各政党に働きかけることで実現するのであった。

1955年の恩給法・遺族等援護法の修正をリードし自由・民主両党の共同修正案を作り上げたのは、今や野党の立場となったが、遺族会との結びつきの強かった自由党であった模様である。自由・民主両党共同提案の恩給法の改正案には、政府側が政府原案を撤回して賛同したが、自由党の高橋等の提案趣旨説明によれば、それは、第一に旧軍人の仮定俸給額を文官なみの12,000円ベースに引き上げる、これはいわゆる文官との「不均衡是正」の措置であった。第二に旧軍人の引き続く一年以上七年未満の実在職年を通算する、これは何回も応召、解除を繰り返した応召軍人（非職業軍人）の在職年計算を、より実態に合わせて計算する措置であった。

しかし第三と第四の二つは全く新規の措置である。第三は、戦犯の拘禁中の期間を期間を在職期間に通算し、拘禁中の傷病を公務傷病扱いとす

る、第四は敗戦時の責任自殺者の遺族には、この年の遺族等援護法改正案で、弔慰金・遺族年金は支給されることになっているが、恩給法上でも公務扶助料相当額を支給する、というものであった。この戦犯の拘禁期間の在職期間視と責任自殺者の取扱いは、上記の「殉国」者というそれを勲功扱いする理解に基づくものであろう。しかしこの時、軍人恩給の根拠に関わる「殉国」問題の正当性に関して国会での論議はほとんどなく、右派社会党の山下義信が独自の修正案の提起の中で、戦犯の拘禁期間の在職期間扱いに反対したのが唯一の議論であった¹⁰⁾。そして第五に、遺族等援護法改正で公務死の範囲拡大を受けて、恩給法上でも公務扶助料を支給する、これは前述の「公務傷病」の認定基準の緩和を意味する重要な改正だが、この点については後述したい¹¹⁾。ともあれこの改正案が可決成立したことで、恩給予算は政府原案の約二十億円増から百数十億増へと変化したといわれる。

これに対して社会党では、首尾一貫しない行動を取ることになる。まず左派社会党の長谷川保と右派社会党の山下義信がそれぞれ別に修正案を提出した後に、両派社会党の統一修正案を右派の受田新吉と左派の長谷川保が再提案しているが、この統一修正案は、仮定俸給額に関して、準士官以下の仮定俸給額を一律平等にして少尉とほぼ同額まで引き上げ、大尉以上の仮定俸給は現行のままに止める点に最大の眼目があった。提案者の受田新吉によれば、両派社会党から自由・民主両党へ話し合いを持ちかけたが、自由・民主両党は「厳格なる階級差をそのままに残すことを主張して」物別れに終わったという¹²⁾。逆に言えばそれ以外の点でこの統一修正案は、自由・民主共同修正案の内容を認めた上で、さらに恩給費の増額が図られる案であった。

それにもかかわらず社会党では、その後に自らの統一修正案の提起とは正反対の行動を取るのである。即ち左派社会党の加藤完は、自由・民主両党の修正案の採決に当たって、戦争犠牲者の救済は社会保障によってすべきであり、この案では一般戦争犠牲者との格差が拡大し、財政負担が過大

で社会保障の充実が阻まれるなどの理由で反対している。そして右派社会党の田畑金光は、やはりこの案では旧軍階級差が拡大し、将来の国民年金制度を考慮しないもので、社会保障的配慮に欠けているとして反対したのだった¹³⁾。この理屈が悪いわけではないが、問題はそれらが、自ら提出した修正案に背く行動だという点である。おそらく社会党では、長期的には社会主義政権を樹立して、社会保障による戦争犠牲者すべての救済を目指していたのであろうが、当面は軍人恩給制度を容認し、ただその支給額の旧軍階級差の廃止とか動員学徒などの犠牲者の救済とか、部分修正を加えて対応する考えだったのであろう。このような社会党の軍人恩給制度の容認の姿勢は、従来から潜在的には見られたが、直前の4月総選挙で、日本遺族会が社会党は軍人恩給に反対しているとして、保守政党の後押しをしたことへのショックがあり、遺族会の「誤解」を解きたいとの意思も働いたようである¹⁴⁾。ところが自由・民主両党との法案の修正協議も不調に終わり、社会党の支持者から、社会党が軍人恩給を容認したことへの反発も高まる中で¹⁵⁾、方針の急転換を図って反対することになったのだと思われる。

そして社会党の右往左往に限らず、こうした急速・膨大な恩給費増額の流れに対しては、増額を推進したはずの政党の議員や、新聞ジャーナリズムの中からも批判の動きが生まれてくる。そこでの批判の論点の一つは、恩給費が総予算の中で占める比率が8%を越えて上昇したことから来る「恩給亡国」論であった。そしてさらに国民の一部を対象とする恩給の国家補償を手厚くするより、全国民を対象とする年金制度を創設せよという、新たな論点が提起されている。この両者はともに恩給の特権性を批判する観点を基礎にしており、恩給法の正当性を大前提とした遺族会の意見とはどこまでもかみ合わなかった。

例えば民主党の松原一彦議員は、皮肉にも恩給費の増額を求めた自由・民主の共同修正案への賛成討論の中で、今回の恩給法の改正は「恩給というものの範疇」を破るもので、「軍人恩給が常に文官恩給といつも揆を一

にしなければならぬ理由はない」と文官との不均衡是正論を批判し、さらに「ややもすれば一部の人々のうちに、戦勝はなやかなる時代にすら許されなかったような広範な条件を、この軍人恩給の名のもとに盛り込んで拡充しようとするような考え方は私はよろしくないと思う」と、ほとんどまるで反対討論のような意見を展開している¹⁶⁾。そして民主党の川崎秀二厚生大臣は、今回の修正によって恩給費が一千億円を越す可能性が生じたのは大きな問題で、新たな社会保障制度として「一般国民に対する総合的年金制度」を創設し、これに全ての恩給を「吸収する」ことこそが、「公平なる政治の実現」だと答えている¹⁷⁾。川崎秀二は「恩給亡国」を警戒する民主党内の少数派に属していたようである。この時点では具体的な国民年金制度の構想は熟していないが、この頃から恩給費増額に対する対案として、社会保障としての年金制度の創設が提起されるようになるのである。

この時期の新聞の論調も、恩給費増額による財政破綻の危機の主張から、次第に年金制度による解決を唱えるようになる。『朝日』では1955年7月に、「どんどんふえる軍人恩給“恩給亡国”遠からず」なる記事を載せ、「選挙目当ての議員修正」で国の財政事情を無視した恩給費の増額が図られているが、その種の議員には民主・自由の保守党だけでなく左右両社会党の議員も含まれていることを批判している¹⁸⁾。さらに『朝日』では「論壇」欄に、全労会議書記長の和田春生の「“恩給亡国”への途 恩給費増加に議員の良識を疑う」なる論説を掲載し、和田は其中で、戦争犠牲者遺族への恩給の内実は社会保障政策だと述べるとともに、財政を顧みないで恩給費増額に走る保守党と社会党の議員の「見識を疑いたくなる」と述べている¹⁹⁾。そして『読売』では1955年5月に「財政上限度に達した恩給費」と題する社説を載せ、生活保護費は335億円に過ぎないのに恩給費が800億を越えるというのは異常だと、文官恩給を含めての「再検討」を要請している²⁰⁾。いずれも「恩給亡国」となることの危惧に立ちつつ、財政支出のバランスの悪さを批判するものであった。

さらに『毎日』では1955年5月に社説「恩給は社会保障の方向で」の中で、現在の恩給受給者の特権を批判し、国民全体の「老後の安定」を図る社会保障充実の方向を模索すべきだと唱えたのだった²¹⁾。さらに1956年1月には社説「恩給よりも年金制度で」において、軍人恩給・文官恩給の受給者約220万人のために「国民一人当たり一千円以上負担させられている」現状は不合理だと述べ、「平等な老後の保障」のために「社会保障的なもの」を取り入れた年金制度の創設が考えられねばならないと説くのである²²⁾。

これに対し『日経』では1956年1月に社説「社会保障強化の根本問題」の中で、年間約900億円の恩給費支出の現状では「恩給亡国」となるが、さりとて今考えられている社会保障をただ充実させても「社会保障亡国」となるのであって、社会保障にも「重点政策が必要」であるという。そして当面は、「少なくとも恩給関係費の増額は今後いっさい取り止め」てその金を元に新たな年金制度の基盤を作り、社会保障全体の「不均衡」のないように「財政的にも行き詰ま」らないように、計画的に「社会保障の強化」も考えるべきだというのである。ここには、恩給のみならず「社会保障はカネのかかる制度」と見て、将来は「社会保障税」などを課してその費用を賄うという提案もあった²³⁾。これは恩給費増額はもとより不可とし、全国民向けの年金制度の創設も悪くはないが、何よりも財政健全化を重視する大蔵省に近い考え方といえ、これがこれ以降の『日経』のスタンスとなっていく。

さて、こうした恩給法・遺族等援護法の連年にわたる改正の中で、一つの衝撃を与えたのが1956年の「恩給法等の特例に関する法律」（以下、「特例法」と略称）である。この法律は、これまでの恩給法の原則である「公務死」認定の基準としての「戦地」指定という条件（山下春江の指摘した第二の条件）を、特定条件の「軍人」に限ってではあるが、事実上改廃するものだったからである。この「特例法」が登場する引き金となったのは、前年の遺族等援護法・恩給法の改正での「公務傷病」の認定基準の緩

和（山下春江の指摘した第一の条件）であった。

この点について既に1954年の遺族等援護法の改正で、「部隊勤務の軍人」の場合は、「公務」以外の「勤務関連」の傷病による死亡者の遺族に、5万円の弔慰金を支給するという改正が行われていた。ただこの弔慰金支給については、戦前にも類似の制度があったようである²⁴⁾。ところが1955年の遺族等援護法の自由・民主共同修正案での改正では、「戦地」の軍人・準軍人の「公務傷病」認定で未裁定だった者の裁定を一括しておこなうという、これまでにない措置をとるものだった。それは死亡原因の傷病が「故意または重大な過失によって負傷し、または疾病にかかったことが明らかでないときは、公務による負傷または疾病とみなす」と認め、遺族年金・弔慰金を支給することとし、この遺族等援護法上のみなし「公務死」が認められた遺族には、恩給法上の公務扶助料が支給されるという改正が、同時に行われたのである²⁵⁾。アジア太平洋戦争末期の前線の部隊はとりわけ過酷な条件におかれており、死亡原因が「公務」であるか否かを証明できる資料が欠けている場合が多かったので、明確に「公務死」でないと認める証拠がない場合には、すべて「公務死」扱いにするという改正であった。ただし今回改正の「公務死」の範囲には、「重要な軍紀違反」の結果「軍法会議」で「一定の刑」を受け、それが原因で「死亡」した場合は含まれなかった²⁶⁾。つまりこの時点では遺族等援護法・恩給法上で、旧軍刑法が生きていたことが分かる。

しかしこの措置は、内地や植民地、満州など非「戦地」で死亡した軍人遺族の間に「非常な不満」を呼び起こすことになる²⁷⁾。内地などで傷病死した軍人の場合はこれまで通り、ごく例外的にしか「公務死」が認められていなかったからである。日本遺族会によれば、今回新に「故意過失不明傷病」で「公務死」が認められた遺族は二千～三千人に過ぎず、内地や植民地などで死亡した者の遺族六～七万名は、依然として救済から漏れて、せいぜい弔慰金5万円の受給者に止まっていたのである。ここから日本遺族会は、太平洋戦争期の内地・植民地など非「戦地」における「故意

過失不明傷病死」の軍人にも「公務死」認定を下すことを強く求め²⁸⁾、自民党政務調査会でもその方針を了承し、その遺族に公務扶助料・遺族年金を支給する方針を決めようとしたのだった²⁹⁾。

だがこの内地など非「戦地」での死亡にまで「故意過失不明傷病死」を認めることに、官僚側は強く抵抗する。総理府恩給局によれば、前年に「戦地」での「故意過失不明傷病死」に「公務死」認定を認めたは、アジア太平洋戦争の前線では「人事記録その他の証拠資料」が「散失」しているため、その死を「公務死」に「準じて取り扱うことが実情に副う」と考えたからであった。これに反し、内地のように人事記録が残っていてその死亡が「公務」によらないことが「判然として」いる場合にまで、「戦死者の遺族と同様の処置をせよ」ということは、「恩給の理念を逸脱」する行為に他ならなかった。そして厚生省引揚援護局でも、もしこの措置が認められれば「軍人に対する処遇のみが著しく有利となり」、文官を含めたその他の戦争犠牲者の不満を馭り立てることになるとして不賛成を表明する。さらに大蔵省主計局では、この措置がやはり他の戦争犠牲者との「実質的不均衡」を生み出すのみならず、「財政負担も莫大な金額に達するものと予想される」という財政上の理由から反対を唱えるのであった³⁰⁾。

しかし自民党総務会では、非「戦地」であっても「営舎」に居住し、かつ基本的には「昭和十九年一月一日」以降の「故意過失不明傷病死」の軍人の遺族に限り、遺族年金または公務扶助料相当額の「八割程度」の「特別遺族年金又は特別公務扶助料」を支給するとする法案要綱を決定する。戦争末期には内地や植民地も戦場になったことを理由としたものであったが、その受給者は軍人遺族に限るとする案だった。この軍人優遇策への社会党の反発を考慮してか、要綱の「附記」では、軍属や国家総動員法で動員された者の遺族などへの援護の問題を、「調査立案」する「審議会」を設けることを提起している³¹⁾。

要綱案の決定を推進したのは、自民党政調会内閣部会部会長の大平正芳である。大平は一方で社会党のこの法案への同意を取り付けるとともに、

反対の態度を崩さない総理府恩給局，厚生省援護局，大蔵省主計局と粘り強く交渉して妥協可能と思われる線を見出し，一万田大蔵大臣が最後まで賛意を示さないで「政府反対のシコリを残したまま」，自民党総務会での決定に持ち込んだのであった³²⁾。ただしこの法案を国会に上程するに当たっては，政府側（一万田蔵相以下四名）と自民党側（岸幹事長以下三名）との間に「覚書」が取り交わされ，党側は「今後財政負擔を伴う議員立法は政府の同意なくしては行わず，また恩給も当分の間新しい措置をしないと約束」させられることとなった³³⁾。

その上で大平が趣旨説明した特例法案は，第25国会で全会一致の議員立法として成立した。ただし成立した特例法では，要綱案での「故意過失不明傷病死」は，5万円の弔慰金支給者と同等の条件の「職務関連傷病死」という，当初案より狭い範囲にまで後退し，支給される「特別扶助料」などは要綱案の「八割程度」から「六割」へと減額されている³⁴⁾。八巻恩給局長にいわせればこの特例法は，「公務死」か「非公務死」かを截然と区別するのを原則としてきた長い恩給の歴史の中で，いわばその「中二階を作」る例外的な法であり³⁵⁾，認定条件も支給金額からいっても「中二階」的なものだった。しかしともあれこれによって，恩給法の原則の変更が部分的にせよ認められたことになる。そして衆議院ではその採決に当たって，社会党の受田新吉の提案した附帯決議が可決されている。附帯決議は戦争末期には「国内も戦場化するに至った実情を考慮し，旧軍人等と同様の立場でその犠牲となった者の遺族に対しても，政府は，本法律案の趣旨にかんがみ，すみやかに適切なる措置を講ずべきである」という，山下春江の指摘した軍属に準ずるような戦死者の「身分」差別の解決を要請したものであった³⁶⁾。

この特例法について，『東京』では記者の署名記事で，新たな「対象人員は約三万五千人，十一億円余」と報じて自民党の「選挙の票かせぎ」の法案と批判し，大蔵官僚の一人の，「こういう問題につき国民はあまりにも無関心すぎる」，「こんな政治の在り方でよいものかとフンマンにたえな

い」との声を伝えている³⁷⁾。『朝日』でも社説で自民党の「選挙対策」用の法案と批判し³⁸⁾、大蔵省などの官僚側と新聞ジャーナリズムでは、圧力団体と政権与党との癒着への反発がこれをきっかけに高まろうとしていた。

注

- 1) 「恩給法特例審議会建議案及び現行諸法と本連盟の要望との相違点」、『日本遺族通信』42・3号（1953年1月1日）
- 2) 第22回国会衆議院社会労働委員会議録第46号（1955年7月20日）、山下春江による遺族等援護法の各派共同修正案の提案理由説明。山下の説明は明らかに共同修正案の提案内容とは無関係であり、彼女はおそらくこの修正案に不満で、日頃からのこの問題に関する所信を述べたものであろう。
- 3) これは1953年の軍人恩給復活に際して、両自由党と民主党の共同修正案の改正によって認められたものであった。この修正案に対しては、参議院厚生委員会が湯山勇議員が、「この氏を改める、改めないということは婚姻者双方の意思によって決定することであって、このことによって何ら差別待遇は受けないというのが民法、憲法の本質である」と述べ、この案が新民法の精神に反していると追及し（第16回国会参議院厚生委員会議録第24号、1953年7月30日）、恩給法・遺族等援護法のこの修正は戦前の家制度の存続を認めるものだと批判しているが、この追及はうやむやにされる結果となった。
- 4) これも従来からの日本遺族会の要求であった（「要望事項」、『日本遺族通信』49号、1953年7月1日）中に、「再婚解消」した妻の「受給権」を認めよとの要望があるが、この時期の日本遺族会の「遺族」の範囲に関する要求は、戦没者の妻、父母祖父母、遺児などの受給資格・受給額の拡大の個別要求を単純に積み上げたもののように見え、そこには要求の一貫性や体系性は欠けていたように思える。
- 5) 「要望を四つに大別」、『日本遺族通信』70号、1955年11月1日）では、この山下の説明に添って遺族会の要望が整理されるようになっている。
- 6) 例えば1955年の社会党の田原春次質問は、朝鮮人戦犯「広村鶴来」の請願書が取り上げられ、政府を追及したものだ（第22回国会衆議院内閣委員会議録第20号（1955年6月9日））。これに対し同年の受田新吉質問では、受給資格者の国籍が変化したことでの不支給の措置はアメリカ、フランスなど先進国には見られないことで、「非常に片手落ち」だと追及しているが、政府の答弁は国交回復時の「特別取り決め」で解決すればいいというものであった（第22回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第4号（1955年6月9日））。その後受田は58年にも、旧植民地軍属に日本人と同等の待遇を与える「特別措置」が法的に可能かを確認する質問をし、河野鎮雄厚生省引揚援護局長から、「法律的」には「違反」ではないとの回答を得ている（第28回国会衆議院社会労働委員会議録第37号（1958年4月11日））。
- 7) 奥健太郎「参議院全国区選挙と利益団体——日本遺族会の事例分析」、『選挙研究』2009年——2号

- 8) 例えば1955年の恩給法の自由・民主共同提案の修正案の説明でも、文官と武官の間の「不均衡是正」は修正案の一部に過ぎないなのに、総括的にこの用語が用いられている(第22回国会衆議院会議録第33号, 1955年6月25日, 高橋等趣旨説明)。
- 9) 「われわれはかく斗かった」, 『日本遺族通信』68・69号(1955年6月1日)
- 10) 第22回国会参議院内閣委員会会議録第27号(1955年7月15日), 山下義信の補足説明。
- 11) 第22回国会衆議院会議録第33号(1955年6月25日), 高橋等提案趣旨説明。
- 12) 第22回国会衆議院内閣委員会会議録第36号(1955年7月7日), 両派社会党共同修正案・受田新吉趣旨説明, 長谷川保補足説明。
- 13) 第22回国会参議院内閣委員会会議録第34号(1955年7月26日), 加藤完, 田畑金光発言。
- 14) 第22回国会参議院内閣委員会会議録第24号(1955年7月8日), 同第27号(1955年7月15日), ここで山下義信は遺族恩給問題が「選挙に利用」されたことを非難している。
- 15) 例えば新聞の投書欄で, 左派社会党支持者と覚しき「一療養者」から, 左派社会党の恩給法改正案に対する行動は, 「勤労大衆」を「裏切った行為であって, 断じて許せない」, 同党は「選挙目当の軍人恩給法より先に, 根本的な社会保護法の改正案こそ提出すべきである」と批判されている(「軍人恩給と左派社会党」, 『毎日』1955年7月13日)。
- 16) 第22回国会参議院内閣委員会会議録第34号(1955年7月26日), 松原一彦発言。
- 17) 第22回国会衆議院会議録第33号(1955年6月25日), 川崎秀二國務大臣答弁。
- 18) 「どんどんふえる軍人恩給 “恩給亡国” 遠からず——文官恩給と追いつけっこ——議員修正つみ重ね」(『朝日』1955年7月7日)
- 19) 和田春生(全労会議書記長)「“恩給亡国” への途 恩給費増加に議員の良識を疑う」(『朝日』1955年7月13日)
- 20) 社説「財政上限度に達した恩給費」(『読売』1955年5月22日)
- 21) 社説「恩給は社会保障の方向で」(『毎日』1955年5月23日)
- 22) 社説「恩給よりも年金制度で」(『毎日』1956年1月17日)
- 23) 社説「社会保障強化の根本問題」(『日経』1956年1月27日)
- 24) 第19回国会衆議院厚生委員会会議録第15号(1954年3月17日), 草場隆園厚生大臣法案趣旨説明。これは戦前に下士官以下の「部隊勤務」者が死亡した時, 「転免役賜金」という一時金が下付されていた前例を, 一部修正して継承したものであった(第19回国会衆議院厚生委員会会議録第22号(1954年3月26日), 田邊繁雄政府委員説明)。
- 25) 遺族等援護法と恩給法とは, 支給額や受給資格の「身分」や「遺族」の範囲に関しては両法で相違があったが, 「公務死」の認定基準に関しては基本的に一致して運用される方向にあった。そのため「公務死」の認定基準の拡大に関しては, 支給金額や受給者の数が少なく, 財政的にハードルの低い遺族等援護法での改正が先行し, その後に遺族等援護法上での「公務死」の拡大を恩給法上でも認めるという手法が, しばしば使われることとなる。
- 26) 第22回国会参院社会労働委員会会議録第34号(1955年7月28日), 田邊政府委員説明。
- 27) 「臨時恩給等調査会第四回会議」中の「戦傷病者戦没者遺族等援護法についての説明」(1957年6月28日, 新居善太郎文書・資料番号984, 国立国会図書館憲政資料室蔵, なおこの資料については以後, 新居984と略称する)

- 28) 「要望を四つに大別」, 『日本遺族通信』70号（1955年11月1日）
- 29) 「自民党政調会の諮問事項」, 『日本遺族通信』77号（1956年3月1日）
- 30) 「政府反撃に出る」, 『日本遺族通信』77号（1956年3月1日）
- 31) 「自民党、要綱を決定」, 『日本遺族通信』78号（1956年4月1日）
- 32) 「要綱が決まるまで一解説」, 『日本遺族通信』78号（1956年4月1日）
- 33) 「大蔵省は反対 軍人恩給の改正案」（『日経』1957年3月15日）。ただしこの「覚書」の署名者には、肝心の大平正芳の名は含まれていなかった（「トピック」軍人恩給の増額問題」（本社稲田正義）, 『毎日』1957年3月23日）。
- 34) 『恩給百年』（総理府恩給局編, 1975年）331～334頁。
- 35) 第25回国会衆議院内閣委員会議録第1号（1956年11月28日）, 八巻政府委員発言。
- 36) 第25回国会衆議院内閣委員会議録第5号（1956年12月5日）, 受田新吉提案。
- 37) 「軍人恩給 選挙の票かせぎ 特例法案まかり通る」（井上記者）（『東京』1956年5月12日）
- 38) 社説「党略的な軍人恩給の拡大」（『朝日』1956年5月12日）

4. 臨時恩給等調査会とその帰結

特例法が成立した翌年の1957年3月、前年に取り交わした政府・自民党間の「覚書」に反して、自民党政調会内閣部会と予算特別委員会が恩給法・遺族等援護法の改正による恩給費の増額を策していることが表面化する。改正案の内容は多岐にわたるが、総額で約三百億円近いこの増額案には、大蔵省は無根拠であると強く反対し自民党内からも疑問の声が噴出した¹⁾。その結果自民党政調会審議会では、「政府に恩給制度審議会を設け」て総合的な検討を行い、恩給問題に最終的な決着をつけるという方針を改めて示すこととした²⁾。臨時恩給等調査会はこうして生まれた。調査会では同年6月から11月にかけて31回にわたって審議が行われ、11月15日に内閣総理大臣宛に審議結果の報告が行われた。

臨時恩給等調査会の意義の一つは、この当時課題とされていた恩給法・遺族等援護法上のあらゆる問題が、一応この場で審議にかけられた点にある。この「調査会報告書」中では恩給法で18点、援護法で11点の課題が逐一検討され、その全部の要請に積極、消極などの結論が示されている³⁾。

このように恩給法上・援護法上の全ての問題について逐一検討されたのは、第二次世界大戦後においてこの調査会が最初で最後であった。

むしろ実際に深く論じられた問題は限られており、小さな問題の多くは出された意見そのものが少なかったため、消極的結論を出したと思われるものが多かったようである⁴⁾。そして、調査会が議題に乗せたのは「主として陳情、請願としてあらわれているもの」であって⁵⁾、この時点で「陳情、請願」する組織的な運動がないものは議題とならないという問題もあった。

臨時恩給等調査会のもう一つの意義は、これまで恩給・遺族援護問題で発言をし、一定の政治的影響力を持つ勢力である自民党・社会党の二大政党、大蔵省を始めとする官僚、財界、新聞社などの代表が、委員の中に一応網羅されている点である。ここでは恩給問題に関して根本的に対立する代表的な論理が、その根拠に遡って直接討議にさらされる形となっており、それはこれまで恩給問題では見られないことだった⁶⁾。

とはいえ、調査会の委員25名中12名は政党から選ばれており、官僚が4名、学識経験者9名という構成である。この学識経験者9名の中に財界人3名、新聞社2名、官僚OB3名、学者1名が含まれる形となっている。つまり政党代表の比重が委員の半数近くを占め、しかも自民党委員の中には日本遺族会副会長の逢沢寛や日本遺族会理事の中川俊思、さらに日本傷痍軍人会会長の野村吉三郎といった圧力団体の当事者が入っている。これに対し財界、官僚、官僚OB、新聞社など異質な母体から選ばれた代表は、全部合わせてかろうじて政党側委員より一人多い数に止まっていた。会長は財界人の原安三郎で、会長代理は元内務官僚の新居善太郎であった⁷⁾。会長の原は会議録での発言から見る限り、この問題への特定のスタンスに立つ人物ではなく、対立する立場間の妥協点を見出そうとする人であった。

調査会での対立の構図は、大ざっぱに言えば、恩給費・遺族援護費の新規拡大を求める自民党・社会党の政党代表委員と、これに反対する官僚や

学識経験者委員との対立だったが（この対立はしばしば政党委員と学識経験者委員の対立と表現されるが、大蔵官僚など官僚の位置も大きかった）、官僚や学識経験者委員は必ずしも内部で意見が一致していたわけではない。しかし調査会では「会議の非公開」の方針が採用され、この方針に添ったためか最終的な「調査会報告書」の中でも、調査会内での激しい意見対立の内実は、ことさら曖昧化した記述に変えられていた⁸⁾。ただしこの対立点の非公表の方針に関しては、委員の中にも異なる主張が見られた。

例えば『朝日』の論説委員である土屋清は、議論が煮詰まった段階で、対立する意見の報道機関への「中間発表」と、それに基づく「輿論の批判」を求めている。このように「大きな金額を必要とする」ような「問題が発表もされずに決められることには危惧を感じる。恩給については利害関係人だけが異常な関心を持ち、大多数の国民が知らないというのが現状だ」というのが、彼が「中間発表」を求めた理由であった。これは自分たちの少数意見への、輿論の支持を求めようとした発言ともいえる⁹⁾。また逆に日本遺族会副会長の逢沢寛も「調査会報告書」中に、政党側委員が総じて「学識経験者ト意見ガ異ナッタコトヲ書クコト」を唱えている¹⁰⁾。しかしどちらの場合にも有力な反対があり、対立点が公開されることはなかった。

調査会での最も大きな論点は、調査会の主な任務を「不均衡是正」に置くか否かにあった。ただしこの「不均衡是正」という概念は、かつて軍人恩給復活時の文官の処遇との「不均衡」を主とするものから変質しており、あらゆる恩給受給者間での「不均衡」の「是正」へという、これまでにない要求を中心としたものへと拡大していた。重要な点は、「不均衡是正」論が恩給法適用者内部での処遇の差異のみを焦点にして、それ以外の問題を見捨てる傾向にあったことである。例えば日本遺族会理事の中川俊思は、「公務扶助料を討議するに当って財政、インフレ、戦争犠牲者のことまで考えるということはこの調査会の法律の範囲を逸脱する」、調査会

は「不均衡を是正するということが眼目である」と述べている¹¹⁾。「不均衡是正」論こそ自民党委員の主張であり、調査会発足のきっかけとなった自民党政調会内閣部会でのいわゆる「大平案」は、「恩給制度に内在せる不均衡是正措置要綱（案）」とのタイトルのものだった¹²⁾。

これに対し例えば『日経』主幹の円城寺次郎は、以上の意見とは全く逆に、「恩給という枠の中でのみ見た均衡論でなしに、国民全般の立場、全戦争犠牲者という立場からみての均衡論を考えなくてはならない」と発言している¹³⁾。この意見は、財政状況も考え恩給の増額や援護法の適用拡大などは止めて、社会保障（国民年金を含む）での救済に委ねるべきだというものであり、そうした恩給の増額を抑制するのが調査会の任務であるという主張であった。これは新聞社の社説に多く見られる見解であり、調査会でも学識経験者委員に多く、財政膨張を危惧する大蔵省の委員も唱える見解であった。『朝日』の土屋清の「国民年金を作ろうというときに恩給を増やしてその財源を先取りするようなことは反対である」という意見がこれにあたる¹⁴⁾。

以上のような調査会での意見対立は、総論段階でも各論段階でも、そして最終的な報告書作成に至るまで続いており、根本的な意見の一致を見なかったといえよう。この対立の中で自民党の委員の立場は、大平正芳のように「軍人恩給」は「戦争というにがい“過去”を背負って」それを精算するものとして既に存在する以上、「軍人恩給をやめて社会保障で補えばよいという考え」に反対するものだった¹⁵⁾。

これに対して社会党委員の立場には、曖昧なところがあった。彼らは、究極的には戦争犠牲者の社会保障での救済を考えていたが、軍人恩給の大きな階級差や民間人との差別をある程度解決できれば、恩給も戦争犠牲者の救済として社会保障的機能を持ちうると考えていたようである。特に社会党の中でも受田新吉は、恩給法は若年停止規定や家族加給の制度などの点で、すでに社会保障の考え方を取り入れたものだと評価し、今後は恩給法の社会保障的性格を伸ばしていけば良いと考えていた¹⁶⁾。

調査会の議論の中で最も議論が沸騰したのは、恩給の給与ベースの問題であったように思われる。恩給の給与ベースの問題とは、1954年に公務員の給与ベースが改定されていわゆる15,000円ベースに引き上げられた。その結果これ以前に退職した公務員は12,000円ベースの俸給額を基礎とする恩給が支払われ、それ以降退職した公務員には15,000円ベースの俸給額を基礎とする恩給が支払われることになった。軍人恩給についていえば、復活当初は10,000円ベースというふうに文官との差があったものの、その後55年に改定されて文官と同等の12,000円ベースとなっていた。この54年以前に退職した文官と旧軍人の恩給ベースを、15,000円にまで引き上げろというのが遺族会などの掲げた要求であり、日本遺族会では今後は「公務員の給与改正と同時に、恩給法上の仮定俸給も自動的にスライドアップするように恩給法を改正すること」まで求めている¹⁷⁾。逢澤寛委員は、恩給のベースアップの要求は国家公務員法上の「権利」であると主張していた¹⁸⁾。なお、遺族会や自民党ではこの要求も「不均衡是正」とであると唱えたが、1954年以前に退職した文官も旧軍人も同じ12,000円ベースなのであるから、これは少なくとも文官との中の「不均衡」問題ではない。

この問題は第16回（9月26日）、第20回（10月15日）、第21回（10月16日）の三回の会議で集中的に審議されたが、政党側委員は与野党を通じて発言者の全員がベースアップに賛成の立場にあった。賛成論の主張は、恩給は退職後の生活保障のためのものだから、公務員給与のベースアップに合わせて恩給もベースアップするのが当然だというものであった。さらにその要求の基礎には、「一家の支柱を国にささげた」旧軍人遺族への公務員扶助料が「生活保護費より下廻っている現行額」は不適正である（逢澤寛）といった考え方があり¹⁹⁾、公務員扶助料だけで最低生活費を保障すべきだという意見であった。

これに対しては、学識経験者委員と官僚委員からの反論が相次ぐ。遺族の多くは収入の道を別に持っている場合が多く、必ずしも公務員扶助料のみに依存して生活しているわけではなかったからである。遺族の間には経済

格差が大きかったようであり、「遺族関係の中には経済的に困っていない人たちもかなりいる」とも言われていた²⁰⁾。今井一男（大蔵省 OB）によると、もともと公務扶助料は遺族の生活を確実に保障する制度ではなく、実際に「昭和六年頃」の兵長の公務扶助料二百円だけでは遺族は生活でなかったと思う、遺族の生活保障として公務扶助料を位置づけるのは「戦後の感覚」で、本来の恩給法の原則ではないという。また財界人の桜田武は、「公務扶助料は社会保障とは切り離し、独自にきめられるべきものである、喰うに困った人には別に社会保障で見るべきである」と批判し、新聞人の円城寺次郎も同様の発言をしている²¹⁾。

そして恩給のベースアップに関しては、調査会幹事の大蔵省主計局長である石原周夫は、「生計費が上がれば恩給も上がるということは考えられるが生計費指数は昭和二十九年度以降は動いていない」と、12,000円ベースの現状維持を主張した。大蔵次官の森永貞一郎は反対派の急先鋒で、「恩給のベースアップは物価の甚だしい変動のとき考えるべきだ」、「恩給は退職時の俸給を基礎」に計算されるのであって、「役人だけ」が「恩給によって全面的に」「退職後の生活」を保障されるという考え方は「妥当ではない」²²⁾、ベースアップは「権利」ではない、それは「国民年金制度」発足にも悪影響を生む可能性があるとして、ベースアップに強く反対するのだった。

そして新聞人の土屋清は、ベースアップは「一部の者がもつ特権を、さらに上塗り」して他の戦争犠牲者との格差・不公平を増すものであるとし²³⁾、厚生次官の田邊繁雄も、現在のベースは文武官均衡し物価変動もない状況下で、「他の社会保障費とのつり合い」からベースアップには「慎重でありたい」²⁴⁾と消極説を唱えた。実際に調査会に出された「各国における公務扶助料年額の比較」という英米西独仏の4ヶ国との比較表の資料を見ると、「国民所得」を基準にした場合では日本の公務扶助料は相対的に高く、「家計消費支出」を基準にした場合では先進各国に比べ日本は劣るものの、それほど低いわけではなかった²⁵⁾。言い換えると日本経

済が未だ先進国の域に達していなかったこの時点でも、この間の軍人恩給増額によって、戦死者遺族への公務扶助料だけは既に先進国水準にまで到達していたのである。

まとめると、戦死者遺族の生活問題を前面に押し立てながら、平病死した文官まで含め、恩給額は国民生活の水準上昇に合わせて増額を保障すべきだというのが賛成論の立場であり、調査会幹事の八巻淳之輔恩給局長もそれに賛成している²⁶⁾。これに対し恩給額の決定方式は本来、国民の生活水準とは関係がない、退職時の俸給額や国家財政の状態を基礎に考えるべきだ、というのが反対論の立場である。この後者の意見は、厳格な階級格差を維持する国家補償は原則上は、社会保障である最低生活費保障とは別問題であり、一人当たりの国家補償額は低い場合もありうるという考え方であった。

しかし学識経験者委員の中でも内務省OBの新居会長代理が、逢沢の唱える「権利」論に近い立場を取って引き上げに賛成²⁷⁾、原会長は「財政の状況を考え」引き上げ幅を切り縮めたらどうかという妥協説だった²⁸⁾。そして原会長が欠席した第21回会議を主宰した新居会長代理が、この日の会議で委員全員の発言を求めた上で、引き上げを「一応」承認させる²⁹⁾。これが最終的には15,000円へのベースアップを「調査会報告書」でも認めさせた要因となった。政党側委員が一致して引き上げに賛成した時、総じて反対意見が多かった官僚と学識経験者委員の側で、新居会長代理が賛成に回ったことが決定的だった。新居がベースアップに賛成の立場に回ったのは、旧内務官僚として文官まで含めた恩給受給者の利益を守ろうとする意図があったためであろうか。

もともとの自民党政調会の「大平案」は、ベースアップを「不均衡是正」の第一の要求に置いていたから³⁰⁾、この大平の意見が調査会を制したともいえる。そして大平正芳は、今回のベースアップをもって引き上げは「最終的なもの」としたいと述べたが³¹⁾、もし国民生活水準の上昇に合わせて恩給費を増額することが当然だと認められれば、経済成長が続き

生活水準が上昇する限り、恩給費は限りなく増額し続けることとなる。

もう一つの大きな争点は、公務扶助料の旧軍人戦死者の「戦闘公務」の倍率が文官より低い問題であり、遺族会が最重要視した課題であった。遺族会ではこれを国が旧軍人戦死者を軽んじていることの、象徴的な表れと位置づけたからである。しかしこれに関しては、見かけ上の文官との不平等にもかかわらず、問題が複雑であることが分かってくる。

ベースアップには賛成していた社会党の受田新吉も、旧軍人の倍率復旧には反対であった。というのは倍率をかける元の俸給額の設定が、文官の場合は年俸実額であるのに、軍人の場合は実額より高い仮定俸給額を基礎にしており、文官は倍率が高くとも支給金額が少ないからであった³²⁾。大蔵省 OB の河野一之によれば、戦時中軍人の昇進は文官に比べて速く、戦死すれば「二階級昇進」しており、そういった「論功行賞的ノモノマデ恩給ニ影響セシムルハ」妥当ではないと批判する³³⁾。また土屋清は、そもそも「戦闘公務」の「倍率が四十割、五十割」にまで引き上げられたのが「戦争中の特殊事情」のゆえで、それを今も「維持」すべきだという議論は「敗戦という事実を忘れたものだ」と反対するのである。さらに今井一男は、戦時中の「四十割の倍率」が文官に残っているのが間違いで、文官の倍率を引き下げればよいと提案する。この点に関し委員の高辻正己内閣法制局長官は、もし「実額が下がらなければ」文官の倍率を引き下げることとも可能との見解を示していた。

こういう批判にさらされて、旧軍人の倍率を元に戻せという主張は、ベースアップも含めて旧軍人の公務扶助料の実額が、文官と「均衡」した状態にまでなればよい、という意見に変質する。つまり計算の方式はどうあれ、最終的な最下級の「兵」の遺族の「手取り」がいくらになるかを決めて、それから旧軍人の倍率を逆算して確定するという、実益重視の考え方に変わったのである。もともとの「大平案」はそうした考えに立っており、日本遺族会副会長の逢沢寛も結局はそれに同調するのである³⁴⁾。これは倍率問題を、軍人恩給で遺族の生活保障を実現するための、技術的な

手段として位置づけるものであった。

そしてこの倍率問題は最終の「報告書」では、文武間の「不均衡」それ自体があるのではなく「不均衡感」の問題であるとされ、その「不均衡感」の「解消」が望ましいという曖昧な表現となるのであった³⁵⁾。報告書を採択した最後の会議では、日本遺族会理事の中川俊思委員がこの倍率問題での修正を求め、結局その動議は否決されて中川俊思、逢澤寛、荒船清十郎の三委員が退席し、残りの「出席委員是認一致にて原案を」「可決」している³⁶⁾。しかし中川ら三人の退席は、審議の経過からすると、単に日本遺族会の旧来の主張に顔を立てるためだけの行動だったようである。

また遺族等援護法に基づいて、一人当たり3万円の弔慰金の支給を受けた「軍属に準ずる者」の遺族の問題も、調査会での大きな議論となった。日本遺族会の要望の一つは準軍属と認定される者の範囲の拡大であり、もう一つは準軍属の遺族や準軍属の重傷の戦傷病者に対し、従来の弔慰金だけでなく年金を支給することであった³⁷⁾。準軍属の範囲の拡大に最も積極的な意見を述べたのが、受田新吉である。彼は準軍属として「国家の意思により行動し拘束されて負傷を受けた者全部を入れたらよいのではないか」、つまり国との雇用関係は顧慮しなくて良いと主張した。受田は遺族等援護法の準軍属を拡大していくことで、全ての民間人戦災者が救済されると考えていたように見える。

しかし多くの委員が口にするのは、準軍属の範囲を限定したいという意見であり、財政負担が大きくなることを恐れていた。大蔵省・厚生省の官僚は、その点で国家補償の対象を国家との雇用関係の存在を前提とするというタテマエが崩れることを危惧していた。例えば調査会幹事の厚生省引揚援護局長である河野鎮雄は、防空従事者を準軍属と認めると「極端に言えば全国民」が支給対象になるとして、その組み入れに反対している。

準軍属遺族への年金支給についても意見は分かれたが、特例法による内地軍人への特例扶助料の支給との均衡の悪さから、政党側委員のみならず学識経験者の今井一男も含めて肯定的な意見が多かったように見える。た

だし大蔵省、厚生省など官僚側委員には反対が強く、また土屋清も、「女子挺身隊」は遺族が「将来それによって生活を維持するといったことを期待」されていないから、遺族年金の支給に反対と述べている³⁸⁾。このことは遺族年金の支給が、旧来の家族制度の下で父母や妻子の扶養義務のある男子の戦死の対価として位置づけられていたことを、はしなくも物語っていた。欧米では遺族年金を受給する戦死者遺族の範囲は寡婦・遺児に限られており、父母祖父母は含まれていないのに対し³⁹⁾、日本ではこの時公務扶助料などの最大の受給者は戦死者の父母祖父母であった⁴⁰⁾。特に遺族の資格に戦死者を同一戸籍であることを求める恩給法の中では、戦前の家制度が生きていたともいえる。なお勤労学徒などのうち重傷者に対しては対策すべきだという意見は強く、その対策には一時金支給と有期の年金支給との両論が対立していたが、全く支給しないという意見は見られなかった⁴¹⁾。

結局この問題では、原会長の提案により、今まで少しずつ拡大されていた準軍属の範囲はこれまで以上に広げないことが決まり⁴²⁾、また重度障害を負った準軍属の場合は有期の「傷害給与金」の支給が、遺族に関しても有期の給与金支給が決定されることになる。そこでは有期の給与金は、あくまで「一時金の分割払いの趣旨」で支払われるもので、従来の弔慰金のいわば拡大版と位置づけられていた⁴³⁾。国家補償すべき戦死者の「身分」を限ろうとする方向は、自民党委員にも官僚や学識経験者委員にも共通していた。

準軍属への援護を要求する最も活発な団体は、広島などの勤労働員学徒の会であり、広島、山口など西日本の6県を中心にして「動員学徒犠牲者援護全国協議会」が結成される。そこには社会党の山下義信や受田新吉、自民党の山下春江などの援護・恩給関係の議員が参加し、超党派的に応援がされていた⁴⁴⁾。その広島の動員学徒の会の「会報」を見ると⁴⁵⁾、準軍属への補償というより、むしろ原爆被爆者への補償運動の一環という印象を受ける。「会報」のタイトルの下には原爆ドームの絵が描かれ、元動員

学徒や元学校関係者が戦禍に関する非常に具体的な犠牲の実態を記録し説明するという、革新運動のスタイルの運動で⁴⁶⁾、遺族には「軍人と同様」の待遇を、障害者には「障害者年金一時金の支給」などが求められていた⁴⁷⁾。他方でそれは、県の世話課がその組織化を支援する地域ぐるみの要求運動としての性格を備えていた。その点で広島における勤労学徒遺族の補償運動は、沖縄の「戦闘参加者」と認定された民間人犠牲者遺族の補償と求める運動と類似しており、それが実際に一定の成果を獲得する根拠ともなったのである⁴⁸⁾。

また臨時恩給等調査会では、傷病軍人に与えられる増加恩給の改正も決められる。前述のように、増加恩給では同じレベルの傷病に対して支給額に旧軍の身分階級差があり、その点については傷痍軍人団体からの批判のあるところだった。この問題に関し受田新吉は、傷痍軍人に「併給される普通恩給は階級差」を維持しているので、増加恩給については「階級差を全くなくすことにしてはどうか」と提案し、大平正芳、柳田秀一の賛成を得て、すんなりと階級差の廃止の方向で決まることになる⁴⁹⁾。

帰還軍人の団体である旧軍人関係恩給擁護連盟では、旧軍人に有利な、「戦地」勤務での在職年数を何倍にも計算する加算年制の復活を強く求めていた。これは戦前の権利の復活要求であったが、もし加算制が認められれば、文武間の間で逆の「不均衡」が発生する問題でもあった。調査会内部でこれに賛同する意見は、加算制復活を強く主張する山本正一を始め、検討課題としてとりあげたらという弱い賛成を含めて、議員を中心に7～8名くらいの委員がいたが、これに対し加算復活に反対や疑問の意見は新居会長代理、原会長を含めて6～7名と、調査会内部で賛否が相半ばしていた。しかし反対には強い意見が多く、藤原節夫官房副長官は「戦死者、傷病者を考えたとき、若くして生存しているものについては消極的に考えたい」と述べ、遺族会の逢沢寛まで一時それに同調している⁵⁰⁾。結局調査会では、実在職年の通算の仕方については改訂したが、加算年制の復活については認めなかった。

臨時恩給等調査会の答申は、倍率や加算年などの「不均衡」問題に絡じて消極的結論を出したが、その後の経過からすると、この答申はあまり尊重されなかったかに見える。しかしこの答申は長い目で見ると、次の二点で戦争犠牲者の国家補償政策を決定づけるものだった。それは第一にベースアップとその根拠である恩給の社会保障的性格を認めることによって、恩給受給者の国民生活水準の保障というその後の恩給費増額を正当化し、後に支給の「最低保障制度」を設け、一定額以下の受給者の支給額を一斉に引き上げるといふ措置を取るに至る、道筋をつけたのであった。またそのことが逆に、財政を悪化させることへの懸念から、国家補償の対象者枠の拡大に否定的役割を果たしたともいえる。それは事実上民間人の戦争犠牲者である準軍属への範囲と給与金の支給について、あくまで例外的なものとして位置づける態度に示されており、特に準軍属の範囲については基本的にこれで確定する。その意味で調査会の答申は第二に、戦争犠牲者の「身分」によるのではなく、被害の程度に応じて平等に国家補償する可能性を基本的に断つものだったといえよう。

1957年11月15日の臨時恩給等調査会の報告から次年度予算案の決まる翌58年2月までの期間は、おそらく新聞の社説上で数多く軍人恩給問題が取り上げられた最後の時期である。その点で全国紙の社説は、あらゆる恩給予算の増額停止を唱える原則論では一致していた。それは戦争犠牲者は旧軍人遺族だけに限らない上、現在でも他の社会保障費に比べて、恩給費は既に突出して大きすぎるのであり、恩給費の増額を停止しなければ年金を含めた社会保障制度の総合的な前進が期待できないし、財政負担にも耐え得ないとするものである。

ただし『読売』と『日経』、『産経時事』の社説は、臨時恩給等調査会の答申で認められた恩給の15,000円へのベースアップ問題にふれずに原則論だけ示していた⁵¹⁾。これに対して当初『朝日』と『毎日』の社説は、原則論では同様の観点を示しながら、ベースアップを止むをえない措置として認め、倍率引き上げに対してのみ明確に反対していた⁵²⁾。だが問題は、

やや曖昧な恩給費増額反対論の『朝日』の社説が、恩給費に「社会保障的色彩が加わっている」ことを認めていたのはもちろん、強硬反対派であった『日経』の社説も、恩給費が「社会保障費の性格を持つものであることはいうまでもない」と認めていた点である。これは臨時恩給等調査会の席上での『朝日』の土屋清や『日経』の円城寺次郎の発言とは、異なっていたように思える。

とはいえ1957年12月19日には、社会保障制度審議会（大内兵衛会長）が、公平な「全国民を対象とする国民年金制度の実現」の「財源」を確保するために、恩給費の増額に反対する旨の意見書を発表したこともあって⁵³⁾、この時の新聞の恩給費増額批判論は勢いづいていた。例えば『日経』は社説で、大蔵省が自民党側の恩給増額要請を振り切って52億円の増額とした58年度予算大蔵省原案をも批判し、恩給予算を「さらに削る努力」を促し、同時に郷司浩平（日本生産性本部専務理事）の、「社会保障費を拡充」しなければならない今日、恩給費を「いま増額するのは適当ではない」とする論説を掲載する⁵⁴⁾。そして自民党内の復活折衝の動きが表面化すると、『読売』は社説で、軍人恩給増額などに抵抗する「大蔵大臣を孤立させてはならぬ」とその「強力な支持」を訴えるのである⁵⁵⁾。

ところが大野伴睦自民党副総裁を先頭とする恩給議員が日本遺族会に予算の復活を請け負い、結局は58年1月19日に岸首相が恩給のベースアップと公務扶助料の倍率引き上げなどで平年度270億円の恩給費の増額を決断する結果となる。引き上げた倍率は、「戦闘公務」35.5割という、約一年前の「大平案」での「不均衡是正措置」構想を実現したものであった⁵⁶⁾。その後1月28日の発表で増額の幅は、遺族会の要求する公務扶助料を中心に300億円にまで拡大している⁵⁷⁾。その間、首相官邸に押し寄せた「進軍ラッパを吹きならし、軍旗を先頭に立てての旧軍人団体の恩給デモ」のありさまや、それら圧力団体の人々が自民党の「幹部会議の話に、廊下で聞き耳を立てている風景」などが報道される⁵⁸⁾。この種の報道の中で、その復古調で傍若無人な活動に対し、反軍感情を基礎とした軍人恩給批判、

圧力団体批判の世論が一気に盛り上がるのである。

『毎日』では評論家の阿部真之助が、かつて戦時中に「虫ケラのように私たちを見下し」て、「勝利を約束」する「無責任な言辞をろうし」ながら「日本の国を敗戦に導いた」旧高級軍人たちが、「のうのうと生活」するための「税金を差し出すつもりになれない」と語る。むろん「赤紙一枚」で動員された「兵隊さん」は気の毒であるが、その救済は「恩給の形式」でなく「全国民の生活保障制度」によるべきだと述べた⁵⁹⁾。そして続いて『毎日』で池田潔は、「この予算案が通れば」、旧職業高級軍人にとんでもない高額の恩給が支給されるらしいとして、このような「国民の税金を不当に流用する」行為に「黙ってられない」と言うのである⁶⁰⁾。

そして、三度の応召で「恩給がついた」帰還軍人である漫画家の那須良輔は、「私は、旧軍人恩給のハイキ論者である」と述べて、旧軍人団体の「眼中敵なしのふるまい」に反発し、この圧力団体の行動で恩給が増額になるようなら、応召時の日の丸も勲章も恩給証書も「ミキサーにかけて粉々にして、ダンゴにまるめて宮城のおホりのコイに投げてやる」とまで言う。なぜなら「戦争の苦労は国民すべてにむりやりに公平に、になわされたはず」だからである⁶¹⁾。また『読売』紙上で作家の平林たい子は、恩給の支給額の階級格差を批判しつつ、軍人恩給の「高額取得者こそ日本を今日の運命に導き込んだ責任者である」と述べ、しかしたとえ「下級将校」にでも「国家が功労者に与える」意味合いを持つ「恩給という名の金」を与えるのは「見当ちがい」だと、軍人恩給反対論を展開するのである⁶²⁾。これらの発言には、やや大仰な表現が目立つ点が気になるが、戦時中の軍部や軍人たちへの反感が戦後十三年を経てもなお突発的に思い起されており、それが軍人恩給批判を支えていたことを物語っていた。

こうした中で、『朝日』は社説で、軍人恩給費の大増額を認めた「岸首相の識見について失望を禁じ得ない」と言い⁶³⁾、さらに進んでこの増額は「社会保障制度の敗北を意味するもの」であり、「いかなる形をとったところで、軍人恩給は社会保障制度はない」と、かつての軍人恩給の「社

会保障的色彩」を否定する立場に転換するのである⁶⁴⁾。そして『読売』でも「編集手帳」で、「軍人恩給はどこまでいっても社会保障制度そのものではあり得ない」、むしろその発展に「マイナス」の影響を及ぼすものだと述べ⁶⁵⁾、『毎日』は岸首相はみずから作った「審議会の答申を無視」しており、今や「軍人恩給の増大と社会保障の停滞という重大な段階」に「直面」しているという⁶⁶⁾。そして『日経』は社説で、「恩給制度だけが飛び抜けて先に進んでいる」のは、「社会保障の強化を妨害する結果」をもたらすものであると、現在の恩給制度は公務員を「特権階級」扱いするものだと批判している⁶⁷⁾。

日本遺族会ではこの新聞ジャーナリズム上での軍人恩給批判、圧力団体批判に強い危機感を抱いたようで、それを「誤解と無理解」「妄想」に基づくものとして反論している。軍人恩給は、阿部真之助が誤解したように「生存軍人」を主対象とするものでなく、そのほとんどが遺族向けであり、しかもその遺族たるや「今や平均年齢六十八才に達した百余万の老父母であり、五十万の未亡人」という社会的弱者だという。つまり旧軍人遺族は、新聞ジャーナリズムの反軍感情に発する、標的を間違えた「冷酷無情な非難」にさらされているというのである。ここには戦後という時代に、軍人遺族たちが孤立させられていたことに対する恨みの感情が見られる。と同時に、その遺族の「救済」を社会保障に委ねよとする案は、「遺族の精神的誇りを無視」するものだと反発するのである。ただし他方では旧軍人「遺族のみが戦争犠牲者ではないというのも事実である」と認め、その戦争の「一般犠牲者の救済」のためには「社会保障制度の拡充強化」が必要だとしている⁶⁸⁾。そこには、民間人戦争犠牲者の場合は社会保障での救済という、軍人遺族とは異なる扱いが示されており、生活保護への差別意識が見られたといえよう。

新聞紙上での大きな報道がきっかけとなって、新聞には軍人恩給問題での投稿が急増する。『毎日』では、58年1月の投書で「三十三年度予算案への不満がどっと旧軍人恩給増額に殺到したという感じ」だったが、「特

に下級軍人、応召兵の遺族、傷病軍人、戦災者」などの「恩給を受けそくなった」「いわばボーダーラインの人々」からの批判が「活発」だったという。ただし「賛否の双方とも、いままでいいふるされた主張のむし返し」だと、まとめられているのも特徴である⁶⁹⁾。

なお阿部真之助、池田潔の論説を掲載した『毎日』には、その後一週間で123通の恩給増額関係の投書が舞い込んだとのことだが、増額賛成56通、反対58通、その他9通という結果であったという。賛否が相半ばしているわけであるが、反対論には「良識では考えられない圧力」などの圧力団体批判の投書があったようである⁷⁰⁾。また『読売』紙上では、「第204回紙上討論」のテーマとして「恩給増額はか非か—恩給制度か社会保障の充実か」を取り上げている。その結果は、投稿総数677通、増額は277通、非355通、その他45通と、『読売』紙の立場でもある反対論の方がここでは賛成論を凌駕しているが、賛成論も決して少ないわけではない。ただしその賛成論の中には、「支給範囲に対する条件付の意見もあって、受給者相互の間に根強い不満や対立があることがはっきり露呈された」という。軍人恩給は制度が複雑で、条件の差によって支給や不支給、支給額の大きな差が出るので、受給者や受給のボーダーライン層に最もこの制度に対する関心も不満も高かったのである。なお日本遺族会長高橋亀太郎は、受給者が老齢で数年後には受給者は激減するので、「恩給亡国」の危険はないとの弁明している。

また反対論の中には、日本は「貧乏国」なのであるから「文武の不均衡」が問題なら文案恩給を減らせばいいという主張も見られたが、この「貧乏国」という自己認識は多くの反対論の中に通底していた。「月二千元以上の収入がなく、しかも生活保護さえ受けていない生活困窮者が一千万人もいる」現状に対し、最低でもその約1.5倍の公務扶助料を受けている「百六十万の恩給受給者救済」を優先させるのは不公平だという意見も見られる。また「恩給増額が認められるなら、他の戦災者、引揚者、原爆犠牲者、地主など、より多くの者が補償を要求しよう」という、補償要求運

動が拡大して財政危機に陥ることを危惧する意見もあった⁷¹⁾。この補償要求の野放図な拡大を誘発するという意見が、この時期の新聞上での軍人恩給増額批判の一つの流れをなしていたことも間違いない。

しかしこうした軍人恩給増額に対する批判の高まりで、窮地に陥ったのは意外にも自民党ではなく、もともと軍人恩給の復活を批判しながら、今や軍人恩給増額の賛成論に転じていた社会党の方であった。前述の平林たい子も社会党員であり、その文章の中で社会党の軍人恩給問題での態度を「一票を恐れるあまり、筋が通らなくなっている」と批判しており⁷²⁾、社会保障制度審議会長の内田兵衛も「社会党の無気力を指摘」している⁷³⁾。社会党ではこの問題で、支持母体の人たちとの齟齬が明らかになったのであり、議会での社会党の水谷長三郎の代表質問は、恩給費増額の決定が圧力団体の行動によって左右されていたことに関し、敢えて言及しようとしないうので、『読売』では社説で「社会党に寄せる大多数の国民の期待を裏切るものであろう」と批判している⁷⁴⁾。

議会で提出された恩給法改正の政府原案は、恩給費の大幅増額案への新聞や世論の強い批判をかかわす形で、旧軍階級の上の者の増額率を下げたり、傷痍軍人の介護手当・家族加給を増やしたり、細かい点で修正を加えたものだった⁷⁵⁾。また同時に提出された遺族等援護法の改正案では、「業務上の傷病」により「六項症以上の不具廃疾」という重傷を負った準軍属には障害年金を支給し、「業務上の傷病」により「死亡」した準軍属の遺族には5年間の遺族給与金を支給するとしていた。しかしその傷害年金と遺族給与金の額は、それぞれ軍属の半額に当たる額に過ぎなかった⁷⁶⁾。なおここでは準軍属の場合の「公務傷病」が、「職務関連傷病」を含まない「業務上の傷病」に限定されているのも特徴である⁷⁷⁾。また傷害年金を支給する認定基準でも軍人、軍属、準軍属で格差があり、社会党の山下義信は、軍人の場合には「小さな傷までも取り」、軍属は「相当の傷でなければなら」ず、準軍属は「重傷でなければならない」といった「差等」を設けるのは不合理ではないかと批判している⁷⁸⁾。

しかし世論の軍人恩給批判の風を受けながら、議会での恩給問題の審議で社会党の議員は多くの場合、十分な質問や追及を行っていないでいた。かえって自民党の川崎秀二の方から、今国会での「軍人恩給と国民年金」論議は「存外」に「低調」で、このまま行けば1961年には日本の軍人恩給が国民所得との関係で、「世界で最高の給付を受ける」にもかかわらず、圧力団体は28項目にわたる要求を提出している有様だと、批判的発言が飛び出す始末だった⁷⁹⁾。

こうした中で日本社会党は58年2月21日、中央執行委員会で軍人恩給問題での従来の方針からの転換を決定する。その「旧軍人恩給に対する社会党の態度」と題する新方針は、軍人恩給の社会保障・年金制度への解消案であった。それによれば、そもそも軍人恩給復活は「再軍備政策の一環」と批判的に位置づけられるものだが、「今日の段階では全国民を対象とする国民年金制度」の構築の中で「恩給制度一般を再検討」する必要があるとされている。そこでそれへの「過渡的」な措置として、まずは「旧軍人の階級差にもとづく恩給の体系を実質上廃止」する制度を提案し、それを媒介に無拠出年金である「国民年金制度」に移行するというのである。それは具体的には第一に、軍人恩給に「生活保障的な性格を付与しつつ改正」し、公務扶助料は中尉クラスの54,000円に、普通扶助料は36,000円に統一し、中尉以下だった階級の者の年額はそれぞれこのレベルまで引き上げる、第二に、軍人恩給でこれ以上の年額を受給している階級の者へは、「打切り補償」として「受給者の余命率を考慮して交付公債を発行」し、その公債以外の本人の年間所得の多寡に応じて、要求があれば政府は直ちにその公債の10割～7割の現金化に応じる、という案であった。社会党ではこの案の実施で、「年間支給すべき恩給、扶助料などの総額は、五百五十億円程度と推定され」、「打切り補償公債に対する利子支払分を加算しても」、年間恩給総額は大幅軽減が期待できると唱えたのである。そしてこれ以外、社会党が力を入れていた傷病軍人や準軍属への手当を提案していた⁸⁰⁾。

この社会党案の特徴と問題点は、第一にそれは主として階級差をなくした軍人恩給に他ならないということである。ここでは兵と下士官の遺族の受ける公務扶助料を、中尉クラスの額にまで大幅に引き上げる形で支給額が統一されており、多くの遺族の生活保障を約束したものだ。そして第二に、これはあくまで軍人恩給に絞った年金への移行案であり、社会党が基盤とする公務員労働者に関連する文官恩給については、ちょうどこの頃年金へ移行問題が具体的に論じられていたこともあってか、移行案の対象から除外されていた。さらに第三に、交付公債発行は憲法29条の私有財産権を侵害しないかという問題である。内閣法制局の見解では、公債支給の場合には「現金で支給」という憲法で保障された既得権を侵害する虞れがあるというのである⁸¹⁾。この第三の点が交付公債案の最大の難点であり、その場しのぎの急造案としての性格も見える。また第四に、たとえこの案が実施されても恩給総額が本当に減少するのか、計算の根拠がハッキリしなかった。しかしともあれ、これまで軍人恩給の新たな年金制度への統合が課題とされながら、具体的な対案が提示されたのは、これが初めてであったのは間違いない。

この社会党案に対する新聞各社の反応は、考え方の原則は良いとしながら、さまざまな問題点を指摘するものだった。『朝日』では「解説」の中で、この案で社会党は「ともかくも一本革新政党としてのスジだけは通した」と評価しつつ、打ち切り補償の実現可能性などの具体的な点で「キメが荒」く、「やや無責任な感のあるのは否定できない」とし⁸²⁾、また社説では、このような軍人恩給の社会保障への切り替えを提案するなら、政府予算案への組み替え動議を提起すべきではないか、と主張している⁸³⁾。『毎日』でも「社会党の恩給案のほうがいい」と題する社説を掲載し、軍人恩給の社会保障への統合の「基本的な考え方」を肯定しつつ、社会党がこの問題でさらに「具体案を提出して、実行可能な根拠を示」すことができるのかが問題だ、「圧力団体」の反対で「腰がくだけるようなら、最初からこんな構想を出すべきではない」と、その奮起を促している⁸⁴⁾。そ

して『日経』も社説で、「一応筋が通っているのは社会党の軍人恩給制度改正案である」と述べるが、「まだ未熟な点がある」として、労働「組合からの反対も予想される」「文官恩給については別扱いしている」ことを批判している⁸⁵⁾。どの新聞も、圧力団体との関係で社会党がどれだけ自己の立場を維持できるかを疑っているようである。

実際にこの社会党案は、議会において受田新吉によって提案されていた。しかし受田の交付公債の説明では、それが公務扶助料の受給者である遺族に適用されるのかの点が曖昧で⁸⁶⁾、その後の河野密の説明でも、打切り公債は公務扶助料の受給者には適用されないような発言があった⁸⁷⁾。これでは交付公債によって、どうして財政の膨張を抑えられるのか分からなくなってしまふ。この交付公債案について社会党の姿勢は、遺族会からの反発を恐れて腰が定まっていなかったようであり、自民党の橋本龍伍から、もともと社会党案では公務扶助料に適用されるのではないかと反論されている⁸⁸⁾。しかしこのように恩給費増額批判で盛り上がった新聞と世論も、増額予算が通過し既成事実化する中で、急速にその潮は引いていく。そして社会党では、支持者のこの問題への注目が薄れるに伴って、軍人恩給の国民年金への切り替えと交付公債案を二度と唱えることはなかったのである。

注

- 1) 「軍人恩給改正案成る 自民党政調会予算特別委員会」(『日経』1957年3月14日夕刊)、「大蔵省は反対 軍人恩給の改正案」(『日経』1957年3月15日)、「軍人恩給 引上げの根拠なし 大蔵省、自民党に反対」(『朝日』1957年3月15日)。
- 2) 「審議会設け検討 恩給制度の根本改革 自民党政調審議会で決定」(『日経』1957年3月23日)
- 3) 「恩給関係問題点に関する各委員の意見一覧」(新居997「臨時恩給等調査会、特別資料、ノート、メモ」所収)、「遺族援護法の問題点等に対する意見の概要」(新居984「臨時恩給等調査会会議録(抜粋)」所収)
- 4) 上記注3) 資料を見ると、「積極的賛成意見なし」「意見なし」「賛成意見なし」「賛成、反対の両論あり」などの項目が少なくない。
- 5) 「臨時恩給等調査会報告」の「前文」、『引揚げと援護 三十年の歩み』(厚生省援護局編、厚生省、1977年)

- 6) 恩給問題は議会で論じられてきたが、日本には「議会はあっても、議会主義の精神は無」く、かみ合う討論は成り立っていない（藤田省三「近時政論考」、『藤田省三著作集』第8巻、みすず書房、1998年）。その意味でこの調査会での議論では、非公開の場であったためか、個人が自分の意見で相手に向き合う討議が行われている。
- 7) 「委員の顔ぶれ」、『月刊日傷』44号（1958年7月1日）、「臨時恩給等調査会委員名簿（五十音順）」（新居985「臨時恩給等調査会」所収）。しかし圧力団体のひも付きの委員がいては、恩給費の根本的な抑制は阻止されるだろうというのが、調査会発足に当たっての『読売』の予測であった（「〔焦点〕恩給制度調査会の前途」、『読売』1957年6月25日夕刊）。
- 8) 臨時恩給等調査会では、その第1回会議において、「会議の非公開及び議事録の非公表の原則が確認され、又調査会庶務において作成する議事録は、発言者の氏名を入れず要旨の記載にとどめることとする旨打ち合わされた」という。とはいえ日本遺族会副会長の逢沢寛を通じて、日本遺族会に審議の経過がある程度伝わるかもしれないことに関しては、逢沢本人の「良識」に任せると、原会長が曖昧に認めているようにも見える（「第一回臨時恩給等調査会会議録」、新居985）。また議事録に関しては、なぜか第13回（9月6日）～第22回（10月17日）の会議と「総会における意見」（11月9日）については、上記の合意に反して、タイプ印刷の発言者名記載のある比較的詳細な会議録が作成されている。なお、それ以外の簡略な議事録要旨しか書かれていない会議でも、発言者名の記載がある新居の手書きメモの存在によって、現在では多くの場合、発言者と発言内容が推測できる。
- 9) 「臨時恩給等調査会第二十一回（十月十六日）会議録」、『臨時恩給等調査会第二十二回（十月十七日）会議録要旨』（新居985）
- 10) 新居手書きメモ「32.11.9」（新居989「第二十三回以後臨時恩給調査会会議録」所収）
- 11) 「臨時恩給等調査会第十四回（九月七日）会議録」（新居985）
- 12) 内閣部会案（政調会二提案）「恩給制度に内在せる不均衡是正措置要綱（案）（昭32.2.26 大平案）」（新居985）
- 13) 「第十二回臨時恩給等調査会会議録要旨」（新居985）。本「要旨」には発言者名が記されていないが、新居の手書きメモによって円城寺委員の発言と確認できる。
- 14) 「臨時恩給等調査会第十五回（九月二十五日）会議録」（新居985）
- 15) 大平正芳「文官との不均衡是正を検討」（『朝日』1957年3月3日夕刊「議員席一軍人恩給の増額」）
- 16) 新居手書きメモ、「32.7.25」、「32.8.5」（新居985）。この受田の理解に対しては、大平正芳などの自民党議員と今井一男・工藤昭四郎ら学識経験者委員から、恩給法に社会保障的な観点を取り入れるのは無理との批判が寄せられている（新居手書きメモ、「32.10.30」、新居989）。
- 17) 「昭和三十一年度要望事項」、『日本遺族通信』81号（1956年8月1日）
- 18) 「臨時恩給等調査会第十八回（十月九日）会議録要旨」（新居985）。逢沢の主張は、国家公務員法108条で職員が退職・死亡後に、「適当な生活を維持するのに必要な所得を与えることを目的とする」「恩給制度」が作られねばならないという点を根拠としたものであろう。しかしこの条文の後段ではその「恩給制度は、健全な保険数理を基礎として計画」さ

れるものとされており、無拠出年金である旧軍人恩給にこの条項を適用することは難しいと思われる。

- 19) 「臨時恩給等調査会第十三回(九月六日)議事要旨」(新居985)、および「臨時恩給等調査会第十五回(九月二十五日)会議録」(新居985)での逢沢の発言。
- 20) 「軍人恩給の割ふり」(『朝日』1958年1月29日)、これは「例外なく」困窮しているという、傷痍軍人会側からの聞き取りによる。
- 21) 「臨時恩給等調査会第十四回(九月七日)会議録」(新居985)
- 22) 「臨時恩給等調査会第十六回(九月二十六日)会議録」(新居985)
- 23) 「臨時恩給等調査会第二十回(十月十五日)会議録要旨」(新居985)
- 24) 「各国における公務扶助料年額の比較」(新居997)
- 25) 「臨時恩給等調査会第二十一回(十月十六日)会議録」(新居985)
- 26) 「臨時恩給等調査会第二十一回(十月十六日)会議録」(新居985)
- 27) 「臨時恩給等調査会第十六回(九月二十六日)会議録」(新居985)
- 28) 「臨時恩給等調査会第二十回(十月十五日)会議録要旨」(新居985)
- 29) 「臨時恩給等調査会第二十一回(十月十六日)会議録」(新居985)
- 30) 前掲内閣委員会案(政調会ニ提案)「恩給制度に内在せる不均衡是正措置要綱(案)(昭32.2.26 大平案)」
- 31) 「臨時恩給等調査会第二十一回(十月十六日)会議録」(新居985)
- 32) 「臨時恩給等調査会第二十一回(十月十六日)会議録」(新居985)
- 33) 新居手書きメモ、「32.10.30」(新居989)
- 34) 「臨時恩給等調査会第二十二回(十月十七日)会議録要旨」(新居985)
- 35) 前掲「臨時恩給等調査会報告」
- 36) 「臨時恩給等調査会で答申」(『毎日』1957年11月16日)
- 37) 財団法人日本遺族会「戦没者遺族の処遇改善に関する御願(第二回)」(新居1045「臨時恩給等調査会に対する陳情書-日本遺族会、旧軍人関係恩給権擁護全国連合等一括」)
- 38) 「臨時恩給等調査会第十八回(十月九日)会議録要旨」(新居985)
- 39) 「軍人恩給罷り通る 岸予算の問題点」,『週刊朝日』1958年2月2日
- 40) 山下潔「統計から見た恩給」,『恩給』7号(1962年7月)
- 41) 新居手書きメモ、「32.11.2」(新居989)
- 42) 「臨時恩給等調査会第十八回(十月九日)会議録要旨」(新居985)
- 43) 「被徴用者、動員学徒等いわゆる準軍属及びその遺族の処遇(32.11.9)」(新居989)
- 44) 「国家補償を陳情 動員学徒犠牲者援護会」(『朝日』1957年10月16日夕)この動員学徒犠牲者援護全国協議会(後の財団法人・動員学徒援護会)の組織化に山下義信・受田新吉の両議員が深く関与し、作家火野葦平の協力も受けたことについては、植野真澄『戦後日本の戦争犠牲者援護と傷痍軍人』(大阪大学大学院文学研究科博士申請論文・2011年6月)終章三に詳しい記述がある。
- 45) 広島県動員学徒犠牲者の会『友の会だより』第1号(1957年5月31日)、第2号(1957年6月31日)(新居1045)
- 46) 会長中前妙子「発刊のことば」,『友の会だより』1号

- 47) 「決議」、『友の会だより』1号
- 48) 広島県における日本遺族厚生連盟の組織化も、府県の行政組織主導で行われたことは、奥健太郎「昭和二〇年代における利益団体形成過程の一考察—日本遺族厚生連盟の事例分析」（慶應義塾大学『法学研究』83巻10号、2010年10月）の事例分析で知られる。なお動員学徒犠牲者援護全国協議会は発展して、1958年10月に松野総理府総務長官を理事長に、茅東大総長、安井都知事、小泉信などを理事とした財団法人・動員学徒援護会が発会式を挙げており（「動員学徒の援護会 発会式あげる」、『読売』1958年10月18日）、中央にも大学関係者らのパイプを持っていたようである。
- 49) 「臨時恩給等調査会第十七回（十月八日）会議録」（新居985）
- 50) 「臨時恩給等調査会第十五回（九月二十五日）会議録」（新居985）
- 51) 社説「恩給増額か 社会保障か」（『読売』1957年11月17日）、社説「旧軍人恩給の引き上げ」（『日経』1957年11月17日）、社説「社会保障制度を総合的に再検討せよ」（『日経』1957年11月19日）、社説「均衡を欠く軍人恩給 社会保障制度審議会の意見を支持す」（『産経時事』1957年12月20日）
- 52) 社説「恩給問題を総合的に考えよ」（『朝日』1957年11月17日）、社説「恩給増額はもうたくさんだ」（『毎日』1957年11月17日）
- 53) 「“軍人恩給”で意見書 社会保障制度審議会 増額は不公平招く 一般社会保障こそ急務」（『毎日』1957年12月19日夕）
- 54) 社説「[時間切れ]の大蔵省原案」（『日経』1958年1月9日）、郷司浩平「社会保障にもっと力を」（『日経』1958年1月9日）
- 55) 社説「黒字、緊縮を崩すな」（『読売』1958年1月13日）
- 56) これは旧来の12,000円ベースでは、40割に相当する額となる。前掲内閣部会案（政調会ニ提案）「恩給制度に内在せる不均衡是正措置要綱（案）（昭32.2.26 大平案）」
- 57) 「軍人恩給の割ふり」（『朝日』1958年1月29日）
- 58) 「政界メモ 菊水の旗たて旧軍人陳情」（『読売』1958年1月11日）、「よみうり寸評」（『読売』1958年1月20日）、「編集手帳」（『読売』1958年1月21日）
- 59) 阿部真之助「（土曜評論）軍人恩給増額を憤る」（『毎日』1958年1月25日）
- 60) 池田潔「予算と軍人恩給 やっぱり黙っておれない」（『毎日』1958年1月27日）。なお池田が述べた「大将級で最高年額三十七万円が支給される」は間違いのように思うが、そういう噂も含めて反軍感情の高まりを見ることが出来る。
- 61) 那須良輔「（むだばなし）恩給」（『毎日』1958年1月19日夕）
- 62) 平林たい子「（随想）軍人恩給」（『読売』1958年1月22日夕）。なお平林たい子は大将級で「月額六万円」としているが、これも大将の仮定俸給額と、実際にそれに倍率をかけて支払われる普通扶助料の額を混同している。
- 63) 社説「予算と岸首相の態度」（『朝日』1958年1月22日）
- 64) 社説「社会保障制度を混乱させるな」（『朝日』1958年1月27日）
- 65) 「編集手帳」（『読売』1958年2月22日）
- 66) 社説「社会保障をどうするか」（『毎日』1958年1月23日）
- 67) 社説「恩給制度の改革を断行せよ」（『日経』1958年1月16日）

- 68) 「主張 世論よ誤ることなかれ 軍人恩給の実態は遺族扶助料」, 『日本遺族通信』94号 (1958年1月30日)。なお『日本遺族通信』では、前号の93号 (1957年11月30日) の「こだま」欄でも新聞批判を展開している。
- 69) 「国民の声 今月の投書から 軍人恩給に不満殺到」(『毎日』1958年1月30日)
- 70) 「投書」 「阿部, 池田両氏の軍人恩給論に」(『毎日』1958年2月2日)
- 71) 「読売第204回紙上討論, 恩給増額はか非か」(『読売』1958年2月2日)
- 72) 平林たい子前掲
- 73) 前掲「読売第204回紙上討論」
- 74) 社説「もの足りない野党の質問」(『読売』1958年2月1日)
- 75) 第28回国会参議院内閣委員会会議録第25号 (1958年4月11日), 八巻総理府恩給局長説明。
- 76) 第28回国会参議院社会労働委員会会議録第30号 (1958年4月25日), 河野鎮雄政府委員説明。
- 77) そのため勤労働員学徒で, 軍需工場から帰るために乗っていたトラックが転落して死亡した者の遺族には, 「業務上の傷病」に当たらないので何の補償もないといったことが起こった。
- 78) 第28回国会参議院社会労働委員会会議録第30号 (1958年4月25日), 山下義信質問。
- 79) 第28回国会衆議院予算委員会公聴会議録第2号 (1958年2月25日)
- 80) 「軍人恩給 社党, 独自案を発表 交付公債で打切り」(『朝日』1958年2月22日)
- 81) 「軍人恩給 社党の方針決まる 公債での打切り補償」(『読売』1958年2月22日)
- 82) 「“革新” の筋一応通す」(『朝日』1958年2月22日)
- 83) 社説「予算案に対する社会党の態度」(『朝日』1958年2月22日)
- 84) 社説「社会党の恩給案のほうがいい」(『毎日』1958年2月24日)
- 85) 社説「国民年金制度の確立を妨害するな」(『日経』1958年2月23日)
- 86) 第28回国会衆議院会議録第11号 (1958年2月28日), 受田新吉質問。
- 87) 第28回国会衆議院予算委員会会議録第15号 (1958年3月1日), 河野密質問。
- 88) 第28回国会衆議院会議録第12号 (1958年3月3日), 橋本龍伍質問。

おわりに

本稿ではこれまで, 1950年代の軍人恩給復活やその拡大・増額に対する各種の議論の流れを追ってきた。ところが50年代にこれだけ多くの批判的な論議のあった軍人恩給問題は, 1960年代以降急速にジャーナリズム上での関心から外れていき, 報道されることも少なくなっていくのである。それは活発に論じられた1950年代の軍人恩給論議の底に, 一貫してあった関

心のありようと関係していた。

第一に1950年代には軍人恩給問題が、国の財政危機と大きく関わって論じられてきた点である。恩給費の国家予算全体の中に占める比率は、軍人恩給の復活後に恩給裁定者が激増した1954年度が最も高く9.49%で、55～57年度も8%台にあり、58～59年度でも7%台である。ともあれ一時は国家予算の一割近くに接近し、昭和恐慌期（1931～32年）に次ぐ第二の「恩給亡国」論の台頭が見られたのである。ところがこれが高度経済成長下の財政規模の拡大の中で、60年には6.66%、61年には5.81%、62年には4.72%と順次低下し、63年以降は4%台前半にまで下がっている¹⁾。この国家財政上での比率低下が、危機感の希薄化と関心の低下を生み出していくのである。と同時にこの時期には恩給予算獲得に際して、遺族会に関しては政府与党との太いパイプが形成され、圧力団体としての派手なパフォーマンスを演ずる必要がなくなったことも、軍人恩給問題に関する報道の減少を招いていた。

第二に50年代には軍人恩給問題は、文官恩給もひっくりめられた非民主的な官吏の特権の残存物であるとして、批判的となっていたことである。戦後も文官の現職公務員に恩給制度が残っていたのであり、文官恩給の改革が課題とされながら、それがなかなか進まなかったことが文武不均衡の議論を招き、軍人恩給復活の大きな根拠となった。ところが国民全体を対象とする国民年金の構築が論じられるようになる1950年代後半から、現業部門の国家公務員が共済組合制度に順次移行することになり、1959年には非現業部門の国家公務員も現職の者は全て、事実上は国家公務員共済組合に移行し、現職の恩給公務員はいなくなってしまう²⁾。つまりここに来て文官恩給の改革は実現し、59年にはこれとは別に国民年金法も成立することで、年金制度全体の統合は図られないまま、年金問題は一応の決着を見ることになった。こうした中で恩給制度は、もはや過去の退職者だけを対象にやがては自然消滅していく制度と見なされるようになり、軍人恩給への関心もそれにつれて低下していくのである。

第三に主として職業軍人の戦争責任または敗戦責任を問う意識と、軍人恩給批判が結びついていた点である。軍人恩給の支給額には旧軍の階級差が大きく反映し、過去の戦争に関し責任ある軍人の層ほど多くの支給額を受け取る仕組みだった。戦後の日本の大衆の支配層の責任を問う意識が、戦争責任と敗戦責任をごっちゃにしたような意識だったことについては、鶴見俊輔の指摘がある。敗戦後の悲惨な状況を前にして、これをもたらし責任者は誰かと問う意識は、戦争責任とも敗戦責任とも区別しがたいものだといえよう³⁾。ところが敗戦後の生活の困窮に代表されるこの悲惨な現実が、高度経済成長の中で少なくとも生活の表面上からは消滅していくのである。戦争が過去のものとして次第に遠くなっていき、それにつれてその責任を生活実感に即して問う意識も弱まっていき、これが軍人恩給への批判的な関心を低下させることになったのである。

第四に軍人恩給の受給者は、旧軍人「身分」の関係者に限定されており、他の多くの戦争犠牲者に対する国の施策とバランスを欠いているという批判が、50年代の軍人恩給批判には一貫して含まれていた。ただしこの観点は、前述したように、必ずしも民間人や外国人の戦争犠牲者の救済を求める考え方と結びつくとは限らず、国家財政圧迫への懸念から、補償要求の多発を防ぐために軍人恩給の突出的増加は避けるべきだとの考え方も混在していた。1960年代以降も、戦争犠牲者対策が不当にアンバランスではないかという意見が消えることはなかったが、しかし財政危機への懸念は薄れていく中で、専ら新たな戦争犠牲者の発見とその救済の方向にばかり関心が集中していくことになる。ジャーナリズム上でも議会においても、恩給法や遺族等援護法の適用を緩和・拡大せよ、新たな立法措置を講ぜよという、いわば拡大均衡論の意見はあっても、それらが適用されない戦争犠牲者の救済の原資に、50年代の議論のように、軍人恩給の増額を抑制してこれに充てよという提起はあまり見られなくなっていくのである。

ここまで説明してきたのは、1950年代の軍人恩給批判の基底に流れていた上記の四つの考え方が、高度成長を経る中で、逆に軍人恩給問題への関

心を低下させたり、批判の鋭さを失わせたりする要因になったということである。また、以上の50年代の軍人恩給批判には、野本品吉、今井一男など文官恩給問題の専門家の意見などもあり、与党議員からの批判もあって多様な広がりを持っていた。しかし60年代以降には、かつて土屋清が臨時恩給等調査会の席上で述べた、「恩給については利害関係人だけが異常な関心をもち、大多数の国民が知らないという」状況が、以前にも増して展開することになる。

とはいえ1950年代にこれだけ多くの軍人恩給批判論があったにもかかわらず、野党である社会党の構想した何回かの戦争犠牲者の補償法も、階級差をなくした点に大きな特徴があるとはいえ、根本的には軍人恩給がモデルの、雇用者責任の観点に立つ国家補償の構想であったことを思うとき、改めて軍人恩給というものが日本人の記憶の中にいかに大きな位置を占めていたか、その根強さを実感せざるを得ない。思うに恩給は元来、「官尊民卑」を象徴するような庶民にとって縁遠い存在であった。ところが第一次世界大戦後に恩給制度改革が進行し、日中戦争期にさらに軍人への待遇が引き上げられる中で、軍人恩給は庶民にとっても、時として「官」の「恩典」にあずかる機会を与える制度となったのである。

第二次大戦後、必ずしも当初は利益集団ではなかった各地の遺族会の組織化をリードしたのは、主に府県の地方世話部・世話課などであったようであるが、その組織化を支えたのは戦死した息子の勲功を認めることを望む、戦死軍人の父親たちであった⁴⁾。彼らは扶養義務のある息子の戦死と戦後の家族制度の廃止、軍人恩給の廃止によって、大きな不利益を蒙っていた層でもあった。そして遺族会は軍人恩給の復活の運動を契機に、利益集団化の道を辿っていく。1958年度末の時点で見ると公務扶助料受給者の中では、戦死者の父母祖父母が101万9000人で67%を占めて最大であり、妻が35万1000人で23%、遺児が14万9000人で10%であった。この約百万人の戦死者の父母祖父母こそ、恩給の適用拡大と恩給費の増額を求める運動の主たる担い手や共鳴盤になったといえよう。公務扶助料を受給する旧軍

人遺族全体の93%は、兵や下士官クラスの戦死者の遺族であったが⁵⁾、彼らには恩給の支給額に大きく旧軍の階級差が反映することの不利益とともに、限られた「身分」的特権の享受者の末端に連なることの利益もあった。前述の官吏の特権としての恩給への反発は、庶民にとっては同時に、自分がその「官」の特権の余得に関わることへの強い期待とも、しばしば結びついていたのである。

(完)

注

- 1) 大重永「恩給予算の変遷」、『恩給』28号(1966年1月)。
- 2) 前掲『恩給百年』第11章「恩給制度から共済長期給付制度への移行」
- 3) 細谷千博他編『東京裁判を問う』、講談社、1984年
- 4) 前掲奥健太郎「昭和二〇年代における利益団体形成過程の一考察」、前掲北河『戦後の出発』
- 5) 前掲山下潔「統計から見た恩給」

〔付記〕 本稿は、平成22～24年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「旧真田山陸軍墓地内納骨堂の悉皆調査から見る「戦没者慰霊」の歴史の実相」(課題番号22320135、代表大阪電気通信大学小田康徳)の研究成果の一部である。